

【Q&A】

〔熊本県女性が働きやすい職場環境整備支援事業〕

NO	項目	質問	回答
1	補助対象事業者	県外に本社を置き、県内に事業所がある事業者は、補助対象事業者となりますか。また、県内に複数の事業所がある場合も補助対象にすることは可能か。	熊本県内に事業所を有していれば補助対象事業者となります。但し、県内の事業所で実施する事業が補助対象となります。なお、当該事業所は自社建物であることが必須条件で、賃貸建物は対象外となります。他社へ貸出している自社建物も対象外です。
2	補助対象経費	中古備品等は対象になるか。	対象となりません。
3	補助対象経費	改修工事で、既存の共用トイレを構造変更し、男女分離改修する場合は、改修工事に要した経費は全額補助対象経費となるか。（工事費に関して男性部分のものも算定されているか不明な場合）	・男性専用部分の設備に関する経費については対象外です。 ・女性専用施設については、分離改修するにあたり男性、女性を区切る壁は女性側が対象となるので、1/2が補助対象経費になります。 女性部分が不明の経費については、対象外となります。
4	補助対象経費	建設現場に設置する女性用仮設トイレは対象となるか。	各施設に常設して使用するものが対象、また自社物件ではないため対象外です。
5	補助対象経費	現在、会議室や倉庫となっていたものを女性専用休憩室へ新たに変更する場合は新設となり補助対象となるか。	・会議室や倉庫、給湯室など別の用途で使用していたものを女性専用休憩室へ新たに変更する場合は対象となります。 (整備後、女性専用休憩室であることが分かるようにプラスチック製のプレート等で、明示いただく必要があります。)
6	補助対象経費	2階が自宅、1階が事業所の場合、事務所部分のトイレの改修は補助対象となりますか。	事業用として使用している場所と自宅部分が明確に分かれているうえでそれぞれにトイレがあり、従業員しか使用しない場合は補助対象となります。 (顧客が使用するものは対象外)
7	補助対象経費 (値引き等)	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいですか。	原則、値引きの記載はせず、値引き後の単価・経費で記載してください。値引きの記載がある場合、どの費目（補助対象経費、工事費等の補助対象外経費）からの値引きであるか明示してください。
8	補助対象経費	男女共用の手洗い場は対象になるか。	共用のものは対象となりません。
9	補助対象経費	女性用トイレの改修を検討している。ウォシュレットのような機能の追加は補助対象となるか。	本補助金は、女性専用トイレ等の新設・増設・改修といった“施設整備”に係る経費を対象としています。そのため、工事を伴わないウォシュレット機能単体の追加は、施設の構造的改善に当たらず補助対象外としています。 一方、便座交換工事等を伴ってウォシュレット付きとするなどの機能向上を図る場合は、施設の改修として位置付けられるため補助対象となります。

10	補助対象経費	追加申請は可能か。	1団体1申請となっています。
11	補助対象経費	女性職員が増えたため女性専用更衣室を整備しようと考えているが、備品の購入は補助対象となるか。	女性専用更衣室の新設工事に伴って新たにロッカー等を購入するのであれば対象となります。
12	補助対象経費	基本的な入れ替えに発生する撤去費や移設費、運搬費や処分費（廃棄費）も補助対象経費となるか。	対象となります。
13	補助対象経費	見積書は男性用、女性用の合算のものでよいか。	補助対象は女性用のみなので、男性用・女性用・共用部分とそれぞれ行を分けて分かるように明示し申請してください。（※一体的な工事は別見積りに分けしないでください。）
14	補助対象経費	壁など男女一緒に見積もりが計上されている場合はどうすればよいか。	床であれば床面積、壁であれば壁の枚数等説明ができるように按分することは可。なお、男女を仕切る壁の場合は、女性分として半分のみ計上可。
15	補助対象経費	女性トイレの改修にあたりレンタルトイレや仮設トイレの設置は補助対象になるか。	補助対象外です。
16	補助対象経費	消費税および地方消費税は補助対象となるか。	補助対象外です。
17	補助対象経費	補助金の交付決定前に発注・契約した経費および支払った経費は補助対象となるか。	いずれも補助対象外です。（交付決定前の着手は一切認めていません）
18	補助対象経費	女性専用の仮眠室の設置は補助対象となるか。	女性専用であり、かつ就業規則等により仮眠について定めがある場合は対象となります。
19	補助対象経費	授乳室等の設置は対象になるか。	女性専用の休憩室等に設置するのであれば対象になります。